

**広島県と国立大学法人広島大学の
高度医療・人材育成拠点の整備に関する協定書**

広島県を甲とし、国立大学法人広島大学を乙として、甲と乙は、高度医療・人材育成拠点（以下「新病院」という。）の整備に向け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれの医療資源等の強みを活かしながら連携を進めることで、広島県内における地域完結型の医療提供体制の構築に寄与すること及び医療水準の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・補完しながら、次の各号に掲げる事項について協働して取り組むよう努めるものとする。

（1） 地域のニーズに即した最高水準の医療を提供

ア 甲は、乙と協力し、県民を中心とした地域住民に対し、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「機構」という。）を通じ、必要かつ十分な最高水準の医療を提供するよう努めるものとする。

イ 乙は、甲と協力し、甲による機構を通じた最高水準の医療提供のため、人材育成、医師派遣・確保及び病院運営システムの最適化などについて、多面的な協力に努めるものとする。

（2） 質の高い医療人材の育成のための環境の整備

ア 甲は、乙における医学部生及び初期研修医に対する教育・研修や、県内で地域医療に貢献する地域総合診療専門医等の育成が効果的に行われるよう、新病院において多彩で豊富な臨床経験ができる人材育成に求心的環境を整え、また、地域医療の現場を経験できる医療人材育成プログラムの整備等を進めるものとする。

イ 乙は、県内唯一の医育機関として、学部教育・卒後教育の各段階において、高度な臨床教育・研究に関する知識及び技能等を有する医師の養成に取り組むとともに、地域医療の重要性を理解してもらうシステム・カリキュラムを整備するものとする。

（3） 高い水準の医療を提供するための臨床研究の充実

ア 甲は、乙と新病院等が連携して行う質の高い臨床研究及び医薬品・医療機器の開発を推進し、並びに新病院及び地域の中核病院等での臨床研究の活性化に資する取組を支援するものとする。

イ 乙は、難治性希少疾患の原因究明、新しい診断・治療法及び新薬の開発など、新病院と連携して質の高い治験・臨床研究を推進するものとする。

（4） 地域のニーズに即した医療提供体制の維持・確保

ア 甲は、乙や医師会などを構成員とする医師配置検討委員会を設置し、中山間地域を含めた県内の医療提供体制の確保に向け、医師の配置調整について、乙と協力して取り組むものとする。

イ 乙は、甲の設置する医師配置検討委員会に参加し、甲と協力して、医師の配置調整に取り組むとともに、広域的な観点による医師派遣を行うことで県内の医療機関を支援し、中山間地域における医療提供体制の確保に貢献するものとする。

2 前項各号の取組に当たり、乙は、新病院の開院に向け、県内唯一の医育機関として、甲との連携と協働によるグローバルなニーズを取り込んだシームレスな教育体制及び魅力ある研修プログラムを構築し、もって優秀な医学部生、初期研修医及び若手医師を育成・確保するよう努めるものとする。

また、乙が教育・研究機能を併せ持つ機関として、新病院を含めた地域の医療機関との連携を強化し、医療人材の育成並びに医師の派遣及び確保においてイニシアティブを取り、県全体が一体となった役割・機能の最適化を図るよう努めるものとする。

なお、これらの実施に当たり、甲は、乙に対して必要な支援を行うとともに、乙が地域の中核病院となる特定機能病院等を運営する機関であることに鑑み、その機能の維持・発展に配慮するものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の期間は、本協定の締結日から1年間とし、いずれの当事者からも協定の更新を拒絶する特段の意思表示がないときは、本協定と同一の内容でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容について協議が必要な事項が発生したときは、甲及び乙は誠実に協議を行い、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月7日

（広島県）

広島市中区基町10番52号
広島県
広島県知事

湯崎 英彦

（国立大学法人広島大学）

東広島市鏡山一丁目3番2号
国立大学法人広島大学
学長

越智 光夫